

第147回大規模小売店舗立地審議会 議事要旨

1 日時・場所

平成25年10月7日(月) 10:00~11:30

県庁10階 特1会議室

2 出席者

(1) 委員

柳瀬会長、大枝委員、本間委員、高田委員、川添委員、渡邊委員

(2) 事務局

商工部中小企業振興課

3 審議事項

(1) 「(仮称)春日PJ第6工区計画」の新設届出

(2) 「(仮称)ドラッグコスモス合川店」の新設届出

(3) 「(仮称)イオン小郡ショッピングセンター」の新設届出

(4) 「(仮称)ドラッグコスモス鞍手店」の新設届出

(5) 「あんくるふじや・あんくる夢市場甘木店」の新設届出

(6) 「(仮称)コメリホームセンター宮田店」の新設届出

4 議事要旨

(1) 「(仮称)春日PJ第6工区計画」の新設届出について、事務局から前回審議の概要の説明及び質問事項の回答後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。

施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。

(2) 「(仮称)ドラッグコスモス合川店」の新設届出について、事務局から前回審議の概要の説明及び質問事項の回答後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。

施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。

(3) 「(仮称)イオン小郡ショッピングセンター」の新設届出について、事務局から前回審議の概要の説明及び質問事項の回答後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。

施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。

(4) 「(仮称)ドラッグコスモス鞍手店」の新設届出について、事務局から前回審議の概要の説明及び質問事項の回答後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。

施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。

- (5) 「あんくるふじや・あんくる夢市場甘木店」の新設届出について、事務局から届出の概要を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。
次回審議会において引き続き審議を行うこととした。
- (6) 「(仮称) コメリホームセンター宮田店」の新設届出について、事務局から届出の概要を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。
委員から騒音の発生源について質問があり、事務局が設置者に確認することとなった。
次回審議会において引き続き審議を行うこととした。